

受付番号：030056

法律等名称：建築基準法

案件名：建築基準法施行令第129条の2の5第1項第3号に関する提案

検討項目：エレベーターシャフト内にビル内たて系配管配線の設置についての検討

検討した結果：建築基準法施行令第129条の2の5第1項第3号ただし書きの規定に基づき、平成17年国土交通省告示第570号により「昇降機の昇降路内に設けることができる配管設備の構造方法を定める件」を定め、措置済み

○国土交通省告示第570号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の2の5第1項第3号ただし書の規定に基づき、昇降機の昇降路内に設けることができる配管設備で、地震時においても昇降機のかごの昇降、かご及び出入口の戸の開閉その他の昇降機の機能並びに配管設備の機能に支障がないものの構造方法を次のように定める。

平成17年6月1日

国土交通大臣 北側 一雄

昇降機の昇降路内に設けることができる配管設備の構造方法を定める件

建築基準法施行令第129条の2の5第1項第3号ただし書に規定する昇降機の昇降路内に設けることができる配管設備で、地震時においても昇降機のかごの昇降、かご及び出入口の戸の開閉その他の昇降機の機能並びに配管設備の機能に支障がないものの構造方法は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 次のいずれかに該当するものであること。

イ 昇降機に必要な配管設備

ロ 光ファイバー又は光ファイバーケーブル（電気導体を組み込んだものを除く。）でイに掲げるもの以外のもの

ハ ロに掲げる配管設備のみを通すための配管設備

二 地震時においても昇降機のかご又はつり合おもりに触れるおそれのないものであること。

三 第一号ロ又はハに掲げるものにあつては、次に適合するものであること。

イ 地震時においても鋼索、電線その他のものの機能に支障が生じない構造のものであること。

ロ 昇降機の点検を行う者の見やすい場所に当該配管設備の種類が表示されているものであること。

四 第一号ハに掲げるものにあつては、前号に規定するほか、難燃材料で造り、又は覆ったものであること。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。